

## 令和4年 天草市農業委員会第11回総会議事録

令和4年10月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	6番	中村 三千人 君
7番	野中 幸廣 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君
13番	山並 彰一郎 君		

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	係長	松本 馨
書記	井上 拓海	書記	浦川 優也
書記	濱 朋也		

### 4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第96号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第97号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第98号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第99号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第100号	非農地証明書交付申請について
日程第7		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和4年天草市農業委員会第11回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。朝と夕方が涼しくなってきましたが、昼間は依然として暑いという状態となっております。9月8日に上島地区の農業委員の活動で、ひまわりの種を植えていただいて、10月21日に鑑賞会とひまわりの花摘みを行いました。上島地区の最適化推進委員さん、農業委員さんのご協力で、無事花摘みを行うことが出来ました。丁寧に花を管理していただいたおかげで、倉岳保育園・苓陽幼稚園の方々に大変喜んでいただきました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。また、コロナウイルスの第七波が収束しかかっていますが、その中で天草市は、人口当たりの感染割合が熊本市に次いで高いそうです。みなさんも十分に注意をしながら農業委員会活動に励んでいただければなと思っております。本日は3条が7件、4条が2件、5条が6件、利用権設定が13件、非農地が5件、合計33件の議案が提案されています。慎重なるご審議をしていただきながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5番猪原委員、6番中村委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第96号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。下浦町の譲受人は、長崎県の譲渡人より、下浦町の田1,255㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。10月23日に現地確認に行きまして。今、事務局が説明したとおりで、何ら問題ないと思って見て参りました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。宮地岳町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、宮地岳町の田5,471㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、松川推進委員に案内していただきながら、見に行きました。写真のとおり、刈り取られていました。右側は、そばを作っていたらいいと思います。そばの花だそうです。資料のとおり譲渡人は、遠方におられるので、作れる方が継続して作られた方がいいかなと思います。何も問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。有明町の譲受人は、兵庫県の譲渡人より、有明町の田419㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先月の非農地証明書交付申請で、審議の結果、農地とし

て判断された案件です。先日、現地確認をした結果、果樹として残すには何も問題ないのではないかということを見て参りましたので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。志柿町の譲受人は、広島県の譲渡人より、栖本町の田と畑5,405㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇と〇へ約〇kmと〇km、〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側と南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。こちらも全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはクワイモや柿、牧草などを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。松本勇二推進委員と見てまわってきました。松本推進委員によりますと、譲渡人の父親が高齢で、譲渡人も県外にお住まいの方です。そのため全部処分されるために、今回申請をされていると思います。お知り合いの方がずっと管理されていて、きれいな状態なので何も問題ないのではないかと思います。よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。五和

町の譲受人は、東京都の譲渡人より、五和町の畑 348 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。先日地元の小松山推進委員と確認をして参りました。ここには、隣接した母屋があり、そのすぐ近くに畑があるというような状態ですけれども、母屋にはだれも住んでおらず、空き家の状態です。今回譲受人は両方買われるという事で、購入した後に、空き家の方も何らかの形で活用していきたいと考えておられるそうです。事務局の説明にあったとおりで問題はないと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6 番について説明します。河浦町の譲受人は、名古屋市の譲渡人より、河浦町の田と畑 1,967 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇kmと〇km、青色で着色した国道 389 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。全部で 2 枚あります。2 枚目です。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。小林最適化推進委員と現地確認に行つて参りました。譲受人は、経営面積が 12ha 以上されており、法人化もされている方です。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 7番について説明します。河浦町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、河浦町の畑428㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。こちらは6番と譲受人が同じです。10月21日に現地確認を行いました。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第3、議第97号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。その前に、事務局より先月に野中委員より質問のあった件について説明がありますので、お願いします。

○事務局（浦川優也君） 令和4年9月27日にありました第10回総会にて、野中委員さんより質問がありましたことについて回答致します。質問内容につきましては、「申請地の隣接地が農地の場合、どれだけ離して工事をすればいいのか、距離の基準はあるのか」という内容でした。県に確認しましたところ、農地法に基準はなく、申請地ごとの判断になるという回答でした。日照権につきまして、事務局で調べたところ、法律上に日照権という言葉は存在しておらず、判例上認められている権利となっていました。判例上になりますので、日照権の侵害が認められるケースに基準はないということになります。事務局としまして、あらかじめ日照・通風の影響がある場合、例えば「耕作している農地の周り全体を植林する計画」の時は、不許可判断になるかと思えます。日照・通風の影響があるかどうかについて

は、事務局・農業委員さん全員で今後も申請ごとに判断していく必要があります。事務局としましても、今後も受付時や現地確認で計画内容や隣接地の状況をしっかり確認を致します。農業委員さん方も、現場確認で心配に思われた場合は、事務局にご連絡いただければと思います。

○議長(本田会長) 野中委員、今の説明でよろしいでしょうか。

○7番(野中幸廣君) わかりました。

○議長(本田実君) 委員の皆さん方もこういう件は、何年か前に栖本で一回、全体で協議したことがあると思います。ですので、頭の片隅に入れてもらえればいいのではないかと考えています。よろしくお願いします。

○議長(本田実君) それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑83㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、倉庫1棟、駐車場2台として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。10月22日に山下最適化推進委員と現地の確認を致しました。この住宅は平成16年ごろ建てられていまして、事務局の説明のとおり、その時に一緒に造成をしたようです。始末書が本人の直筆と思われるものが出ておりますので、何ら問題ないかと思えます。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 2番について説明します。転用者は神奈川県で、小松原町の

畑 102 m<sup>2</sup>を倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建築資材置場として必要だったため、倉庫 1 棟、通路として利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。ここは 10 月 20 日に山下最適化推進委員と現地の確認を致しました。事務局の説明のとおりです。平成元年に申請者のお父さんが、無断転用をしていたという事でした。始末書も出ておりますので、何ら問題ないかと思えます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 98 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 332 m<sup>2</sup>を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、通路、庭として整備し利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。



○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。10月21日に堤内推進委員さんと確認に行っていました。何ら問題ないということです。審議をお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は本渡町の個人で、楠浦町の畑35㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、新たに住宅を購入するにあたり、駐車スペースが不足しているため、駐車場2台として利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。写真を見ていただければ分かりますように、駐車場として利用されているというような印象を受けました。質問ですが、今住宅を購入するにあたってと言われたと思いますが、左隣が住宅でしょうか。

○事務局（浦川優也君） 左隣ではなく向かいにあります住宅が購入される住宅で、今回申請される駐車場と一緒に買われるようです。

○10番（富崎ますみ君） 浦上推進委員さんと見に行ったときは、左隣と思いましたが、向かい側が住宅ですね。わかりました。特に問題ないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。転用者は亀場町の法人で、丸尾町の畑 257 m<sup>2</sup>を売買により取得し、宅地分譲をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、宅地 2 区画として整備し利用する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。ここは、10 月 21 日に山下最適化推進委員と現地の確認を致しました。既に駐車場として利用されています。この地域はご存知のとおり、商業地でもあり、住宅地でもあります。その結果駐車場としての需要があったのだらうなと思いました。始末書も出ておりますので、よろしく願いします。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 5 ページをご覧ください。4 番について説明します。転用者は福岡県の法人で、栢宇土町の畑 42 m<sup>2</sup>を売買により取得し、事務所へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事務所を新築したいため、事務所 1 棟、車庫 1 棟、作業場、駐車場 5 台、通路として整備し利用する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件に

は該当しておりません。この土地は、農地の状態ではありませんが、〇〇〇〇の〇〇跡地となっており、許可不要に該当するため、始末書なしとなっております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、松川推進委員さんと確認に行きました。申請地は〇〇〇〇の一部なので、問題はないと思います。業者さんが〇〇〇〇の下請けをされていて、だいたい天草の中心辺りに工事の現場や資材置場にしたいということだそうです。もう跡地なので何も問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 5番について説明します。この案件は、令和3年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和4年4月に除外されたものです。転用者は京都市の法人で、栖本町の田1,611㎡に地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した県道松島馬場線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置し、売電収入を得たいため、太陽光パネル336枚を設置し利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。ここは松本勇二最適化推進委員と確認に行きました。譲渡人は、周りの田んぼでも苗木をたくさん作っていらっやいます。譲受人である法人さんは、日照条件のいいところを探していたんだなというような状態です。何ら問題ないと思いますので、審議の方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 6番について説明します。転用者は熊本市の法人で、河浦町の田1,540㎡に地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置し、売電収入を得たいため、太陽光パネル324枚、通路として整備し利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番(野中幸廣君) 7番野中です。10月22日に小林最適化推進委員と一緒に現地の確認を行いました。まわりもほとんどセイタカアワダチソウが生えています。耕作者がいないような状態でありまして、問題はないかなと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第5、議第99号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(井上拓海君) 資料②の6ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が8件、再設定が5件、合計13件で、筆数29筆、総面積が33,875㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適

格法人以外の法人であり、資料③の 11 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 100 号、非農地証明書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 1 件、牛深地域が 1 件、栖本地域が 2 件、河浦地域が 1 件の計 5 件です。筆数は全体 13 筆、面積は 13,152 m<sup>2</sup>となっております。資料③の 12 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 11 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番から 6 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇と〇へ約〇kmと〇km、〇kmと〇kmのところにあります。次が航空写真です。全部で 2 枚あります。2 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 3 枚あります。2 枚目です。3 枚目です。次が 7 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次に 8 番から 11 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇kmと〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。2 枚目です。11 番については、資料②の 11 ページの現況欄のとおり判断いたしました。次が 12 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 13 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇へ約〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1 番から 6 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 7 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 8番から11番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 12番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 13番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の12ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件。

田を畑として利用したいというものでした。第4条の許可不要届は1件。農業用倉庫として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届は4件、全て携帯電話の鉄塔を建設したいというものでした。以上です。

---

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和4年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

閉 会 15時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 真

署名委員 猪原真滋

署名委員 中村三千人